

# 長寿園居宅介護支援事業所 重要事項説明書

<令和6年 11月 1日 現在>

## 1 サービスの相談窓口

担当者	酒田 貴子 (介護支援専門員 第 18020116 号)
	伊藤美由紀 (介護支援専門員 第 18210034 号)
	横井 知子 (介護支援専門員 第 18230025 号)
	岡崎 恵美 (介護支援専門員 第 18240023 号)
	山縣 かおり (介護支援専門員 第 18240038 号)

## 2 事業所の概要

### (1) 支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	長寿園居宅介護支援事業所
所在地	坂井市丸岡町 八ヶ郷 2 2 - 4
事業者指定番号	1871700249
サービス提供地域	坂井市 (旧)丸岡町
事業所管理者	酒田 貴子

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	1		1	運営規程の遵守及び業務の統括
介護支援専門員	介護支援専門員	4		4	説明書の 1 居宅介護支援の内容のとおり

### (3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
月～金曜日	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0
土曜日・祝日	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 3 0
休日	日曜日・1 2 月 3 1 日 ~ 1 月 3 日

※ ただし、休日であっても対応可能な体制をとっております。

### 3 サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) サービス提供機関との調整
- (3) 記録の管理と情報の提供
- (4) 要介護認定の申請代行
- (5) 給付管理表の作成
- (6) 苦情への対応

※ サービス提供に関わる書面を、この契約終了後5年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、支援事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

### 4 利用料金

#### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて下記の利用料を支払い、支援事業者はサービス提供証明書と領収書を発行します。サービス提供証明書と領収証を後日各区の窓口へ提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

参考（単位）

要介護 1・2	1,086 単位/月(10,860 円)
要介護 3・4・5	1,411 単位/月(14,110 円)

#### (2) 料金のお支払い方法

利用料の負担が発生した場合は、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までに下記口座に振込送金してお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。

※金融機関振込みの手数料は利用者の負担となります。

取引銀行	福井銀行 丸岡支店
普通預金口座	口座番号 1088334
口座名義	長寿園居宅介護支援事業所 西 光明

#### (3) 利用料金

居宅介護支援		
特定事業所加算Ⅱ	月1回	4,210 円
初回加算	月1回	3,000 円
入院時情報連携加算Ⅰ 入院日以前又は当日	月1回	2,500 円
入院時情報連携加算Ⅱ 入院日の翌日又は翌々日	月1回	2,000 円

退院・退所加算（１）イ	月１回	4,500円
退院・退所加算（１）ロ	月１回	6,000円
退院・退所加算（２）イ	月１回	6,000円
退院・退所加算（２）ロ	月１回	7,500円
退院・退所加算（３）	月１回	9,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	月２回まで	2,000円
通院時情報連携加算	月１回	500円
ターミナルケアマネジメント加算	月１回	4,000円

- ※１ 入院する必要がある場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関にお伝え下さい。
- ※２ 介護支援専門員の連絡先（名刺等）を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管するようお願いします。

#### (4) 交通費

介護支援専門員が訪問するための交通費等の徴収はありません。

## 5 事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 事業の目的

長寿園居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念に基づき高齢者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、また老化に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画等を提供し、利用者に対し適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

### (2) 運営方針

- 1 長寿園居宅介護支援事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮します。
- 2 長寿園居宅介護支援事業所は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意志を踏まえ、必要な協力を行います。また、被保険者の申請の有無を確認しその支援を行います。
- 3 長寿園居宅介護支援事業所は、被保険者の選択により、心身の状況、その他置かれている環境等に応じて適切な保健医療サービスおよび在宅福祉サービス、施設サービス、指定特定相談支援事業者等の多様なサービス事業者との連携を密にし、総合的、効果的な介護計画が提供されるよう配慮に努めます。
- 4 長寿園居宅介護支援事業所は、各市町村から介護認定調査の委任を受けた場合は被保険者に対して公正中立、正確な調査を行うとともに、その知識に対して常に研鑽を行う。
- 5 長寿園居宅介護支援事業所は、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者へ提供される各種サービスが特定の事業者に不当に偏ることのないように公正

中立に行います。

- 6 前6ヶ月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6ヶ月に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行います。
- 7 オンラインツール等を活用した会議の開催  
利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取扱いに留意します。
- 8 感染症の予防及びまん延の防止のための措置  
感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等取り組みます。
- 9 虐待の防止のための措置  
利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めます。
- 10 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保  
男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。
- 11 業務継続計画(BCP)の策定等  
感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

### (3) その他

事 項	内 容
アセスメント(評価)の方法	当事業所独自の方式による
専門員研修の有無	資質向上に向けて適宜研修を行います。

### (4) 秘密保持

- 1 長寿園居宅介護支援事業所及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 長寿園居宅介護支援事業所は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において利用者、利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

## 6 サービス内容に関する相談、苦情

提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する相談及び苦情の申し立てについては下記までご連絡下さい。

### (1) 長寿園居宅介護支援事業所

受付曜日	毎週月曜日から土曜日（但し、12月31日～1月3日は除く）
受付時間	月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：30 土曜日・祝日 午前8：30～午後5：30
窓口担当者	酒田貴子（管理者） 伊藤美由紀 横井知子 岡崎恵美 山縣かおり
電話番号	0776-66-8713（代表）

※ ただし、休日であっても対応可能な体制をとっております。

### (2) 行政機関

坂井市高齢福祉課	坂井市坂井町下新庄1-1 0776-91-3309
坂井地区広域連合 介護保険課	坂井市坂井町上兵庫40-15 0776-72-3305（代）
福井県介護保険審査会	福井市大手3丁目17-1 0776-21-1111（代）
福井県国民健康保健団体連 合会	福井市西開発4-202-1 0776-57-1614（代）
坂井市丸岡地域包括支援 センター	坂井市丸岡町西瓜屋15-12 0776-68-1130

## 7 事故発生時の対応及び損害賠償

支援事業者はサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には速やかに介護保険者及び関係機関並びに家族及び後見人又は身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、事故により利用者に損害が発生した場合には事業者は速やかに損害を賠償します。但し、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。また、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は損害賠償額を減額することができます。

## 8 支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長寿幸元会
代表者名	西 光明
所在地・連絡先	坂井市丸岡町八ヶ郷 2 2 - 4      0776-66-6734

## 9 利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用票などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、支援事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

## 10 その他運営に関する重要事項

ア 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日の会計期間とする。

イ 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

ウ 介護支援専門員は利用者に対し、特定のサービス事業者等によるサービス利用の強要又は、当該事業者からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

エ 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともにその完結の日から 5 年間保存する。

オ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力する体制が確保されている。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

<支援事業者>

住 所 \_\_\_\_\_ 福井県坂井市丸岡町八ヶ郷22-4

支援事業所名 \_\_\_\_\_ 長寿園居宅介護支援事業所（指定番号 1871700249）

管理者 \_\_\_\_\_ 酒田 貴子 \_\_\_\_\_ 印